

同業組合に関する二、三の資料

藤田貞一郎

目次

- 一、はじめに
- 二、株仲間ゆり返し
- 三、輸出振興策の一環
- 四、残された課題

一、はじめに

すでに拙稿『近代日本同業組合史論序説』——国連大学、人間と社会の開発プログラム研究報告——(国際連合大学、一九八一年)で述べたように、明治・大正・昭和前期のわが国に敵として存在した同業組合については一定の研究史上の蓄積がある。しかし、拙稿がすでに指摘したように、同業組合をその成立から消滅まで一貫して、主たる研究対象として追求しようとする姿勢は昭和十四年(一九三九)に発行された小池金之助『同業組合及準則組合』(昭和図書)に僅かに窺えるのみである。

こうした研究史の状況に鑑み、筆者はここ数年、小池の驥尾に付して同業組合それ自体を研究対象とし、先行研究成果の再整理と新たな史料の発掘を心がけて今日に至っている。ここに題して「同業組合に関する二、三の資料」なる小報告も、これまで行なうて来ている、牛の歩みにも似て遅々たる作業過程の一環である。快刀乱麻を断つがごときものにはおよそ程遠いものであるが、同業組合史研究の上で動かしがたい、またそれが故に看過し得ない事実を以下二、三提供したいと思う。

二、株仲間のゆり返し

同業組合が何故成立したかを解くためには、株仲間の解体過程とその行方を追求する必要があることをまづ示唆したのは、宮本又次⁽¹⁾であるが、矢野達雄⁽²⁾も最近指摘しているように、株仲間の経済的機能すなわち(イ)独占機能、(ロ)権益擁護機能、(ハ)調整機能、(ニ)信用保持機能のうちの(イ)と(ニ)の機能は、経済関係諸法の整備が未だ十分でない段階の明治前期にあつては、ことに必要視された。

したがって、明治十二年(一八七九)に東京商法会議所が時の東京府知事に提出した「各商同業組合設立ノ儀ニ付建白書」⁽³⁾は、次のように述べるのである。

従来当府下各商組合ノ方法ハ旧幕政諸問屋株ノ制度ヨリ馴致セシモノニシテ因襲久キ或ハ其拘束ノ制ト順便ノ法トヲ混淆セシモノ少シトセス、甚シキハ此組合ヲ以テ直ニ一種ノ専有ト謬誤スルノ類モ可有之、或ハ維新ノ際右ノ問屋株ヲ廃止セラレシ公布ニヨリテ同業組合モ亦タ官府ノ禁令タルモノト誤解セシモノモ有之哉ニ奉存候

右ノ情勢ナルニヨリ其氣運ハ既ニ充分ノ逆路赴リト雖モ、或ハ超越逡巡或ハ謬見ニ固着シテ其方向ヲ定ムル者モ不少ト奉存候間、今日御府各々同業組合ヲ設立スヘキ儀ヲ御布達有之、而シテ其組合ヲ設立セハ申合規則ヲモ議定シテ届出ヘキ旨ヲモ御下命有之度候、然ルトキハ一ハ以テ問屋株廃止ニ付同業組合ヲモ禁セラレタリトノ誤見ヲ解キ、一ハ以テ其組合規則ニヨリテモシ束縛ノ旧弊等アレハ之レヲ匡正セシムルヲ得テ、所謂一挙両全ノ御処置ト奉存候

右の資料で「問屋株廃止」は「同業組合ヲモ禁」ずるものではないと解釈する東京商法会議所の見解に注目したい。また、「拘束ノ制」と「順便ノ法」を混同してはならないともいつていることから、株仲間には単なる独占組織にとどまらず、関係業界の営業の秩序を維持する機能をも有していたとの理解があったとしてよい。そして、こうした理解の上に、後者の面での株仲間の評価すなわち同業組合の公認を、東京商法会議所は時の東京府知事に請願したと判断できる。

こうした形での株仲間のやり返し——本稿以後、ゆり戻しに代えてこの語を使う——、株仲間の再評価の動きがそれ以後も消滅することなく続いてきたことを示す史料が、後掲の（資料一）である。

明治三十年（一八九七）四月十二日に、重要輸出品同業組合法が公布されたことを記念して、同年五月十六日、東京市京橋区築地一丁目柳花苑で、東京貿易雜貨商組合ほか四六組合の頭取などが「同業組合法発布記念祝宴大会発起準備会」を開いた。この際の発言に左のような注目すべき一節がある。実業団体中央本部の福嶋宜三はいう。

本法ヲ発布スルニ至ル迄ハ政府及議會ノ或ル部分ニ多数ノ反对者アリテ当初吾々ノ輿望トシテ提出セル意見ハ一般供用物品ニ対スル者ニシテ需給ノ内外ヲ問ハサリシニモ拘ハラス政府ハ十二分ニ此希望ヲ容レスシテ此法

案ヲ發布セラレ其第十九条ノ附則ヲ設クルニ付キテモ百万方運動盡力シタルノ結果ナリ……(中略)……此際一大祝宴ヲ開催シテ吾々カ多年不完全ナル準則ノ下ニ立テ完全ナル組合法ノ制定ヲ希望シ居タル熱心ノ結果之レカ法律トナリテ出タル喜ビヲ表白スルト同時ニ一致結合ノ鞏固ナル事ヲ政府ニ感セシムルハ他日若シ本法律改正ノ必要ヲ生スル場合其他一般税法ノ如キ種々困難ナル問題ノ起リタル時ニ当リテモ或ハ容易ニ議會ヲ通過セシメ吾人ノ希望ヲ貫徹スルノ便益ヲ得ベキノ道ヲ開クニ至ラン事ヲ信スルナリ

巻煙草製造營業組合頭取若谷松平も「抑モ同業組合法制定ニ関シテハ吾々多年運動ノ結果此ニ至リシモノ」と述べるが、山口鉄之助の發言は、同業組合成立史における株仲間ゆり返しの動きの存在を明示しており興味深いものがある。山口はいう。

抑モ同業組合法ニ付テハ兩三年非常ニ運動ヲナシ客年十月当路ノ大臣始メ各大臣ヲ歴問シテ目下我邦ニ組合法ノ必要ナル事ヲ説キ幸ニ有力諸君ノ盡力ヲ以テ發布ヲ見ルニ至リシハ實ニ大慶ト云フベシ……(中略)……同業組合ハ世間事珍ラシキ如ク云フト雖ドモ三十年以前ノ昔ハ生産品不生産品共ニ此法皆ナ備ハリ湯屋理髮職等ノ細微ニ至ルマテ組合ニ由リテ相当ノ利ヲ収メ居タル事明カナリ今ヤ此ノ法ノ發布アリシハ即三十年ノ昔ニ回復シタルモノト考フ……(中略)……反對者ハ曰ク組合法ナルモノハ人權ヲ害スルモノナリト学理ノ上カラ云ヘハ或ハ然ラン其説ノ勢力アル為メニ組合法ハ破ラレタルモ此有様ヲ以テ一國ノ維持上ニ考フルニ学理ノ当否ハ知ラザルモ兎ニ角協同一致ノ檢束ハ道理ニ違ハザルベキヲ信ズ反對学者ノ非難ハ其三十年前ノ昔ヲ思ハズシテ檢束自由ヲ普通ノ道理ニノミ論ジ所謂実業上ノ事ヲ知ラザルノ言ノミ組合法廃止シテ理屈ニ傾キシヨリ公事訴訟ハ増加セリ其源因ハ昔シ組合ノ組織アリシ當時ニ於ケル爭論紛議ハ個々組合間ノ仲裁ニ由リ其組合内ニテ

治マリ優勝劣敗金力ノ為メニスル等ノ事稀ナリシニ由ルモノニシテ爾來理屈ト共ニ訴訟ノ殖エタルハ組合自治ノ法律ナキガ故ナリ乃チ三十年ノ昔シ組合ノ完全ナリシハ江戸ニシテ田舎ハ然ラス今マ東京四百有余ノ組合ハ彼ノ農商務省ノ準則ニ依リ此ニ三十年ヲ繼續シタルモノナリ今此大祝会ヲ開クト同時ニ此法規ノ下ニ完全ナル組合ノ組成セラレン事ヲ希望ス

右の引用部分から、東京の四〇〇有余の組合が三〇年前すなわち徳川期の株仲間（株仲間）の機能の回復を求めて長く運動を続けていたこと、重要輸出品同業組合法の公布は不満足ではあるがその成果の一里塚と判断していること、折あらば「一般供用物品」すなわち輸出品に限定せず国内向け産業にもその法の適用範囲を拡大する「法律改正」を議會を通じて実現する希望を抱いていたことなどがわかる。（資料一）の引用文にある「第十九条ノ附則」とは「輸出ニ属セサル物品ト雖同業者ニ於テ必要ト認ムルトキハ仍本法ヲ準用スルコトヲ得」とする条項であるが、この準用条項の存在は、重要輸出品同業組合法の登場を単に輸出振興策の一環、あるいは日清戦後経営論の視角から解釈するにとどまることを許さないと、私は考える。また、株仲間——右の史料では「組合ノ組織」などと表現している——の機能として「争論紛議」を「組合間ノ仲裁」によって解決することをあげていることに留意しておきたい。

三、輸出振興策の一環

竹内庵（竹内庵）がその論文で明確に指摘したように、同業組合（同業組合）わけでも当該法の成立史に時の政府の輸出振興策の視点もこれまた極めて重要である。明治中期のいわゆる産業資本形成期に、消費資料の輸出が輸移出総額の約四〇％前後を占めること、開港以来の主要輸出品であった緑茶・米・海産物などの輸出が後退し、新興輸出産業として展開し

てきた織物類・雑貨類がその地位にとって代ることは、つとに海野福寿が指摘するところである。⁵⁾

そうした外貨獲得能力を有した輸出産業の産業組織として同業組合の果たした役割は無視できないものがあつたといつてよい。先に紹介した(資料一)からは、「東京貿易雑貨商組合」が存在していたことを知り得るが、次にあげる名古屋陶器貿易商組合もそのひとつである。後掲の(資料二)からわかるようにその明治二十七年(一八九四)の規約によれば、「名古屋市内ニ居住スル陶器商ニシテ直接間接ヲ問ハズ海外輸出品貿易ヲナスモノヲ以テ組織」するこの組合は、「商品乱売ノ弊害ヲ矯正シ日本陶器ノ声価ヲ維持シ商權ノ拡張ヲ図リ益海外輸出ノ業ヲ盛ナラシムルヲ目的」としていた。ところで、この組合規約の中で注目すべき点は、「内地向陶器商及ヒ他ノ商業ヲ本業トシ此業ヲ兼業トスルモ当組合ヘ加盟スルモノトス」としていることである。明治三十年の重要輸出品同業組合法が、早くも同三十三年に重要物産同業組合法へと、国内向け産業をも対象とすべく改められねばならなかつた事情が、ここにも窺えるといえよう。

第七条にあるごとくこの組合規約は県庁の認可の下に実行されたと思われる。そうした規約において、第二十七条で「当組合員ノ雇人ヲ無断雇聘スル事ヲ得ス」と、雇傭規制条項を規定していることに注目しておきたい。また、第二十八条で「当組合員ハ一手取引アル素地製造業者及画焼附業者ヲ証明センカ為メ必ス連署ノ上頭取ニ届出ヘシ」としていることから、ここにいる陶器貿易商は素地製造業者と画焼附業者をそれぞれ「一手」に支配する問屋業者問屋資本であつたことが知られ得る。そして、続く第二十九条から、これら問屋業者は相互に、その支配関係を乱さないことを約していたことが明らかである。

同業組合が株仲間の諸機能のうち、わけても(一)と(二)の機能を受け継ぎ維持しようとしていたことはすでに述べた

ところである。本節で紹介した名古屋陶器貿易商組合の規約が単に「商権ノ拡張ヲ図リ海外輸出ノ業ヲ盛ナラシムルヲ目的」と輸出振興を念頭にするだけでなく、「当組合員ノ雇人ヲ無断雇聘スル事ヲ得ス」と雇傭規制条項を備え、また素地製造業者と面焼附業者に対する支配関係の安定化を計る意図を表明するのもそのためである。

以下で紹介する同じく愛知県内の幾つかの同業組合が、明治三十年の重要輸出品同業組合法に従って設立されるに際して、その理由に雇傭規制機能などを挙げるのも、同じ現象として理解してよいであろう。

(イ)尾州絹織物同業組合（明治三十二年四月）

四 営業ノ状況組合ノ設立ヲ必要トスル理由

……（前略）……本郡（葉栗郡……注）ノ地タル養蚕ノ根源タルヲ以テ養蚕ノ發達改良ハ直ニ織物製造ノ發達ヲ促スノ原動力ニアラザルナキヤノ故ヲ以テ絹織物ハ尙將來著シキ勃興ヲ示スノ時期アルヘキヲ信ス其勃興ニ伴ヒ営業上競争ノ為メ不正品ノ製造トナリ或ハ売価ノ不同一トナリ或ハ工女賃金ノ為メ機業家競争ノ度ヲ高ムルノ弊ニ陥リ為メニ斯業ノ衰頽ヲ来ス等種々ナル弊害ヲ生ズルヲ以テ同業組合ヲ設ケ是レ等種々ノ弊害ヲ矯メ進ンデ直輸出ノ道ヲ啓發セントスルニヨル

(ロ)愛知七宝商工同業組合（明治三十二年五月一八日）

第壹 組合ノ設立ヲ必要トスル理由

本業ハ嚮キニ農商務省ノ組合準則ニ依リ名古屋遠嶋ノ両所ニ於テ各組合ヲ組織シ以テ同業者ノ一致団結ヲ計リ職工ノ取締法等ヲ設ケ従来ノ弊害ヲ矯正スルニ力メタルモ該準則ノ如キハ未タ完全ノ規定ニアラサリシヲ以テ十分ノ好果ヲ収ムルアタハズ殆ント隔靴搔癢ノ感アリシガ今回法律第四十七号（重要輸出品同業組合法のこと）

……(注)ノ發布アリシニ依リ本業組合同業者欣喜擱ク能ハズ茲ニ始メテ其目的ヲ達スベキ好期ニ遭遇シタルモノト信セリ依テ此法律ニ基キ更ニ嚴正ナル同業組合ヲ設ケ倍々団体ノ結合ヲ鞏固ニシ以テ素志ヲ貫徹セントスルニアリ……(後略)……

第五 組合ノ目的及其業務

……(中略)……

本組合ハ工場雇員及職工取締法ヲ設ル事

(イ)愛知刺繡同業組合(明治三二年五月二二日)

第一 組合ノ設立ヲ必要トスル理由

(前略)……多数同業者ニ於テ或ハ無謀ナル価格ノ競争等ヨリ延テ粗製濫造ノ弊害ヲ醸出シ本業ノ前進ニ障礙ヲ生セシムル恐レナシトセス……(中略)……加之本業ノ如キ多数ノ職工ヲ使役スルニ不抱一定ノ取締法ナキ為工錢競争等一時ノ小利ヲ便餌シテ彼等ヲ誘惑シ却テ彼我ノ利益ヲ阻害スルニ至ルモ凶ル可ラス依テ茲ニ適當ナル同業者ノ協力ヲ須ヒテ是等ノ弊害ヲ防止シ職工ヲ保全シ彼我ノ利益一般ノ信用ヲ保持セントス之レ即法律ノ規定ニ随ヒテ完全ナル同業組合ヲ設置スルノ必要ヲ認メタル理由ナリ……(後略)……

第五 組合ノ目的及業務

……(前略)……

一 職工ノ取締法ヲ定ムル事

(ニ)愛知三重岐阜三具煉化製造全業組合(明治三三年六月)

四地方経済上該物産ノ重要ノ程度及組合設置ヲ必要トスル理由

経済上ニ就テハ敢テ重要ナル關係ヲ有セサルカ如シト雖ドモ斯業ニ於ケル三県下ノ土質ハ最其原料ニ応シ製品ノ堅固ナル事ハ一般ニ認ムル処ナルヲ以テ其需用ノ如キ将来改良ヲナスニ於テハ漸次増加セントスルノ状況ナリトス然レドモ同業者間未一定ノ製裁アラサルヲ以テ種々ノ弊害ヲ醸出シ或ハ職工ノ掠奪若ハ誘拐等続々行ハルヲ以テ施ヒテ製品ノ粗悪トナリ信用ヲ失墜セントスルノ恐ナシトセス故ニ此際適當ナル製裁ヲ設ケ是等ノ弊害ヲ矯正シ以テ改良發達ヲ計ラントスルモノニシテ即チ組合ノ設置ヲ必要トスル所謂ナリ

右の史料から、尾州絹織物同業組合、愛知七宝商工同業組合、愛知刺繡同業組合、愛知三重岐阜三県煉化製造全業組合が、重要輸出品同業組合法に従った同業組合として設立の申請を愛知県庁に行うに際して、その設立理由のひとつに「工女賃金ノ為メ」、「工場雇員及職工取締法ヲ設ル事」、「職工ノ取締法ヲ定ムル事」、「職工ノ掠奪若ハ誘拐等」と雇傭規制機能に関する理由をあげていることが明らかにわかる。

もっとも、同じ時期に設立申請を行った瀬戸陶磁工商同業組合(明治三十二年一月)は「粗製濫造等ノ弊害ヲ矯メ價格ヲ正確ナラシメ……(中略)……其団体力ヲ以世上ノ信用ヲ博シ海外輸出ノ販路ヲ拡張スルヲ以主眼トスル」、或は中島郡織物同業組合(明治三十二年二月)は「産製濫造ノ弊ヲ絶タンガ為メ検査規程ヲ設け之カ検査ヲ為シ」などと、その目的をあげるが、雇傭規制機能に関する理由は述べないという事例も勿論ある。

しかし、通常輸出振興策の一環として立法されたと解されている重要輸出品同業組合法に従って同業組合を設立するに際して、その設立理由に全ての組合ではないにしても、幾つかの組合が雇傭規制機能に言及していることは看過し得ない史実と思われる。

四、残された課題

筆者は従来から「同業組合は賃金規制機能・雇傭規制機能・価格規制機能を有する同一地域内強制加入全同業統制力を有する組織であった。商人仲間と職人仲間に分れていた株仲間体制とは異なり、同一産業に属する商・工業者強制加入の同業組合は、この段階にあつては問屋資本の利害に極めて有利な組織であつた。それは、明治日本の輸出産業振興策と株仲間のゆり戻し運動の中から生れたものであつた」として来たが、本稿で紹介した史料もまた、その判断の基本線に誤りのないことを証明していると思う。

ただし、ここで整理して理解する必要があるのは、政府はあくまでも輸出産業振興策の一環としての同業組合を公認したにすぎないということ——だから後に大正期段階で同業組合が期待通りに成果を挙げていないと、政府関係者が発言する場合も、念頭にあつたのは輸出関係の同業組合、すなわち農商務省工務局所管の同業組合のことであつたと思われる——、これに対して問屋資本を中心とする商工業者は輸出振興もさることながら株仲間のゆり戻しとしてのかつての株仲間の機能の一定の回復に大きな関心があつたという、その目的意識のちがひである。

法学士美濃部俊吉は農商務省の命を受けて明治二十九年欧州に赴いたが、翌年帰朝後、「同業組合ニ就テ」⁶⁾講演し、それはドイツの「インヌング」のごときもので加入強制の原則もまた同じく許されるとして、輸出振興の観点からする時、当時の日本にとって同業組合は「徹頭徹尾必要」であると次のように説いた。

日本の輸出工業品ハ殆ト小工業者ヨリ成立テリ、即チ工業品ハ二十八年度ニ於テ百萬円以上輸出セシガ其重ナルモノハ生絲ニシテ概ネ皆小組織ナリ、羽二重ノ如キモ福井県ガ重ナルモノナレドモ是亦同様トス、其他「ハ

ンカチーフ、地蕨、陶磁器、段通、麦藁、真田、綿布等一トシテ大組織ニ依リテ成立ツモノナシ、綿絲及「マツチ」ニ至リテハ先ヅ大工業ニシテ斯ノ如キ工業ニ対シテハ又異リタル考ヲ以テセザルベカラザレドモ其他ノ輸出工業ハ悉ク小組織ヨリ成レルガ為ニ畢竟輸出上種々ノ弊害ヲ生ズルモノナラン、併ナガラ之ヲ一時ニ大工業トナサムトスルモ能ハザルベシ、例ヘバ手工ニ代フルニ機械ヲ以テスレバ其利益アル事明ナレドモ實際ニ就テ之ヲ聞ケバ機械ヲ購ヒ之ヲ用キテ製造スルモ引合ハズ寧ロ手工ニ依ルニ若カズト云ヘリ、即チ織物ノ如キ皆然リ、何トナレバ日本ニ於テハ賃銀ガ多少騰貴スルモ未ダ廉ナル方ナリ、機械ヲ購フニハ多額ノ資本ヲ要シテツテ其利子モ計算セザルベカラズ又初ハ職工不慣ノ為ニ充分ニ其効ヲ挙グルヲ得ズ結局手工ニ依ルヲ利益トセリ、故ニ急ニ大工場ヲ設ケテ大工業ノ組織ニ変セシムルコト能ハザルナリ、此時ニ当リテ稍々小工業ヨリ成レル不利益ヲ減シ大工業ニ近キ利益ヲ収メシメント欲セバ団結ニ依ルノ外ナシ、勿論其団結ニ依リテ充分ニ弊害ヲ防ギ利益ヲ得セシムルコト能ハサルベキモ或ハ団結ノ結果ニ依リテ得タル金額ヲ以テ種々商業上ノ景況ヲ探リ各組合員一般ニ之ヲ利用シ若クハ組合員ノ申合ニ依リ成ルベク其製品ノ一定ヲ謀ル如キコトヲ為サバ稍々大工業ノ利益ヲ挙グルヲ得ベシ、是レ恐クハ我日本ノ工業ガ小工業ノ時代ヨリ大工業ノ時代ニ移ル際ニ於テ其變遷ノ繋合ハセヲ為ス所ノ必要ナル機關ナルベシ……（中略）……此同業組合又ハ実ニ今日我日本ノ工業ニ取リテ予ハ徹頭徹尾必要ナルモノニシテ、若シ之ヲ放任シ置カバ日本ノ工業者ハ到底鞏固ナル団結ヲ組織スルヲ得ザルヲ以テ政府ガ之ニ干渉シテ団結ヲ組織スルノ方針ヲ与フルハ極メテ必要ナルコトト信ゼリ

要するに、美濃部俊吉は、日本の工業が小工業から大工業へと発展する過渡期において、小工業に輸出力をもたせるための組織として同業組合が必要だと説く。

こうした認識は、第一次世界大戦の前半頃まで変らず続いている。工務局長の岡実の発言にそれを窺うことができる。⁹⁾ 岡はいう。

主トシテ輸入防遏ノ為ニ起リタル所謂「舶来工業」ニ関シテハ暫ク措テ論ゼズ我輸出品ノ大部分ヲ製産スル固有工業ニ在リテハ今尚往時ニ比シテ著シク其ノ外觀ヲ改メザルモノ少カラズ然カモ我輸出貨易ハ此ノ中以下ノ小仕掛ニ依リテ製産セラルル商品ヲ以テ甚ダ重シト為ス

右の様な輸出産業構造を念頭にして、岡は今こそ同業組合の活躍が期待されるとしていう。

今回ノ欧州戦乱ハ我輸出貨易ノ發展ニ資スル所最モ大ニシテ我製品ハ欧州各国ノ製品ニ代位シテ世界ノ市場ニ旧販路ヲ拡大シ又ハ新販路ヲ獲得シタルニ依リ此ノ際最モ戒ムベキハ即チ粗製濫造ノ製品ヲ猥リニ輸出スルニ在リ是レ同業組合ガ其ノ本来ノ機能ヲ發揮スベキ最モ重要ノ機会ニ際会シタルモノナルヲ以テ以上ノ如キ改正(大正五年の重要物産同業組合法の改正を指す……注)ヲ見ルニ至リタルモノナリ

岡は、大正元年(一九一二)九月の第三回生産調査会でも、同業組合は政府が中以下の輸出産業の粗製濫造を是正する方策として採用したのであって、当該業者の要望によるものではないとの判断を述べているが、かくのごとく株仲間のゆり返しの動きを無視し、輸出振興策の視点からのみ同業組合問題を論じるといのが、当時の政府関係者に見られる共通した態度のように思われる。

従って、岡が同じく第三回生産調査会で、右の発言に続いて、同業組合は「先ヅ七八九ト申シテモ差支ナイカ知レマセヌガ併シ遠慮致シマシテ七八分マデハ定款通りノ行動ヲヤツテ居ラヌ、甚ダシキニ至ルト組合事務所ナク、仮リニ之レアリトスルモ殆ンド有名無実或ハ一種ノ田舎倶楽部ノ如キモノニナツテ居ル」とする場合、岡の念頭に

ある同業組合は外貨獲得のための輸出関連の同業組合、すなわち農商務省工務局所管の同業組合に限定されていたと考えてよいと思われる。「有名無実」とされたのは、その種の同業組合であったと今後解すべきでなからうか。また、重要物産同業組合は「だんだん当初の目的から離れて、単なる親睦団体で、自主的に仕事をしない団体もあったし、また工業者と商業者と一緒に組合をつくっていったために、両者の利害が衝突して、商業者にも工業者にも差しさわりのない仕事しかやっておりません」との農商務省官僚大島永明の昭和二十五年一月の商工行政史談会における当時のことを思いやっつての回想による発言も、先の岡と同じ視点からの同業組合観に由来するものと判断してよいと思われる。

しかし、政府関係者が無視すると否とにかかわらず、株仲間のゆり戻しを背景に登場した同業組合、すなわち商務局所管の同業組合が当時数多く存在したことは事実である。これについては、先の生産調査会の会議中、志村源太郎が岡工務局長に対して、乾大根、炭、薪といったこれが重要物産であるかと疑わしめるものについて同業組合が成立しているのは一体どういうことなのか、白米商の同業組合は粗製濫造を防ぐ規約ではなくて「価格評定ノ申合せ」をする組合でないのかなどと質問していることにも、すでに明らかである。

従来の同業組合研究は政府関係者の同業組合観すなわち輸出産業に関連する同業組合に關心を集中しすぎて来た嫌いがある。志村の発言を仮りにいえば、これが重要物産であるかと思わしめるような業種についての同業組合、あるいは株仲間のゆり返し運動を背景に成立する同業組合にも研究対象を求めると私は思っている。その見通しを得るために作成したのが、(資料三)の日本の同業組合に関する略年表である。これは商工省工務局編纂『重要物産同業組合一覽』(日本商工会議所、一九三八年)から作成したものであるが、岡の発言のように同業

組合は明治末期には「有名無実」化していたと片付けられない業種の広がりや数の多さで、同業組合はその社会経済史的分析を、我々に求めているといつてよいのでなからうか。

昭和九年、十二年、十三年の三回にわたつて、政府の同業組合否定政策に反対する全国大会を開いた同業組合の力を具体的に説明する必要がある、同業組合研究の課題のひとつとして残っている。

- (1) 官本又次「株仲間の研究」(有斐閣、一九三八年)。
- (2) 矢野達雄「職工・徒弟条例制定問題の歴史的意味」(『阪大法學』一一二号、一九七九年)。
- (3) 本稿で利用するのは、滋賀県高島郡高島町兼田卓一家所蔵文書中の「各商同業組合設立ノ儀ニ付建白書案」である。この文書には本文引用部分を示すように適宜読み仮名が附されている。なお、渋沢青淵記念財団竜門社編纂『渋沢栄一伝記資料』第十七卷(渋沢栄一伝記資料刊行会、一九五七年)の一七〇頁以下に全文、また高城元監修『東京商工会議所八十五年史』上巻(東京商工会議所、一九六六年)の三二四〜三二五頁に一部省略の上、この建白書が収録されている。
- (4) 竹内庵「明治中期同業組合政策の展開」(安藤精一先生還暦記念論文集出版会編『地方史研究の諸視角』国書刊行会、一九八二年)。
- (5) 海野福寿「産業資本形成期の貿易構造」二〇七ページ(古島敏雄、安藤良雄編『流通史II』体系日本史叢書14、山川出版社、一九七五年)。
- (6) 以下の関係史料は、いずれも国文学資料館史料館所蔵愛知県庁文書中の「明治三十三年同業及準則同業組合書類 第四課」による。
- (7) これはこの日付にかかわらず重要輸出品同業組合法による組合として同年三月に申請手続きがとられている。
- (8) 美濃部俊吉「同業組合ニ就テ」(『国家学会雑誌』第一一巻第二十七号、一八九七年)。
- (9) 岡実「重要物産同業組合ノ制度ヲ論ズ」(『国家学会雑誌』第三〇巻第六号、一九一六年)。
- (10) 『大正元年十一月 第三回生産調査会録事 生産調査会』(一九二二年)一〇八〜一一二ページ。「此ノ如ク此同業組合ナルモノハ同業者ガ濫リニ欲シタガタメニ之ヲ拵ヘタノデハナクシテ」(一一一ページ)。
- (11) 産業政策史研究所編『商工行政史談会速記録 第二分冊』(同研究所、一九七五年)一八八ページ。

(12) 前掲『第三回生産調査会録事』二二三〜二二七ページ。「重要物産同業組合ノ弊害ヲ切ニ感ジマスノハ生活費ノ今日段々騰貴ヲ致シマスルニ付イテ或ハ重要物産同業組合法ガ多少ソレニ力ヲ添ヘテ居リハセヌカト云フ疑問デゴザイマス、先刻工務局長ノ御話ノ中ニアリマシタガ、米ノ同業組合即チ地方ハ申上ゲラレマセヌガ、白米商組合ノ如キハ蓋シ是ハ重要物産同業組合法ニ依ツテ成立ツテ居ル組合ダラウト思ヒマス、然ルニ若シ其組合ガ御互ニ申合セラシテ何等ノ粗製濫造ヲ防グ規約ヲ設ケズシテ又設ケル必要ガナイ白米商デアリマスカラ、ソレガ何ノ申合セラスルカト云フト価格評定ノ申合セラシテ、消費者ニ向ツテ高イ値段ヲ以テ白米ヲ売ル、折角農業者ガ一方ニ精々勉強シテ作ル米モ消費者ニ高イ値段テ売渡サレルコトガアルト考ヘマス、即チ若シ同業組合ノ如キガ規約ヲ設ケテ価格ナドヲ評定シテ所謂「トラス」ノヤウナコトヲ致シタ場合ニハ今後ハ其同業組合ヲ何時マデモ存立サシテ置クト云フ御見込デアリマスカ、及ビ従来ノ同業組合ニ於テ斯ノ如キ中間ノ利益ヲ図ルモノハ何時マデモ存立サシテアリマスカ」(二二六〜二二七ページ)。

(一九八六年十一月三日)

(資料一)

報告

○明治三十年五月十六日京橋区築地一丁目柳花苑ニ於テ同業組合法発布紀念祝宴大会発起準備会ヲ開ク来会者左ノ如シ

東京貿易雜貨商組合頭取瀧川惣助君 副頭取柴田源助君 山本尚健君

東京陶磁工組合頭取河原徳立君 副頭取塚本音次郎君

東京糸問屋組合頭取町田徳之助君

東京洋紙商組合幹事服部源三郎君

東京鼻緒引通職業組合頭取本間養春君 上田久次郎君

東京洋傘柄工業組合頭取白砂虎次郎君

東京玻璃器商組合頭取生野恒八君 常務員中根郁君

東京玻璃製造業組合幹事中根郁君

東京象型鑄造組合頭取長谷川藤次郎君 副頭取大竹徳国君

東京挽物職業組合 澳平吉君

銅鉄物類問屋組合副頭取梅岡正吉君

東京金屬玩具製造業組合頭取長田留吉君 常議員長友五郎君

神仏師職組合頭取堅川久五郎君 赤沢吉五郎君 山中清吉君

東京燐寸組合頭取榎本重義君

東京呉服太物商組合中央本部頭取阿部孝助君 副頭取伊沢鍵之助君

東京石鹼製造業組合幹事相馬保太郎君

東京懷爐灰製造業組合頭取橋本平七君

東京製函器械職業組合頭取山崎新太郎君 副頭取沢田笑吉君

函館昆布片山合名会社社員片山源太郎君

下谷区茶業組合組長内田由兵衛君 委員岸嘉吉君

東京鉛筆製造業組合委員永谷健三郎君

東京煙管筒製造業組合副頭取泉梅次郎君

土工実業組合頭成沢喜蔵君

東京織物営業組合頭取横山理三郎君 中山卯之助君

東京石工組合副頭取山田藤次郎君

東京漆器問屋組合頭取林九兵衛君

東京版木工組合 杉崎婦四之助君

東京諸鼈甲工業組合頭取篠崎元治君 副頭取加藤豊明君

日本橋区西洋洗濯業組合頭取古谷栄助君 竹内定吉君

日本橋区大工職有志団 湯本栄助君

京橋区砂糖小売商組合頭取斎田岩太郎君

東京更紗染業組合頭取細井亮四郎君

本所浅草区西洋洗濯業組合頭取須田米治郎君

東京洋傘骨製造業組合頭取木村小之吉君 小川作蔵君 西郷久之進君

東京陶器問屋組合 島田惣兵衛君

東京地本雕画営業組合頭取関口政治郎君

東京黄楊櫛製造業組合頭取石井三次郎君 副頭取荒井善太郎君

東京活版印刷業組合頭取佐久間貞一君 堀田道貫君

芝麻布両区砂糖卸小売商組合頭取赤松則義君 小倉喜作君

東京卷煙草製造營業組合頭取岩谷松平君

東京小間物卸商組合 三輪善兵衛君 江川金右衛門君

東京時計商工業組合頭取服部金太郎君

東京鑄製造業組合頭取寺崎本行君 山田彦太郎君 木村龜次郎君

東京府下卸菓子商組合頭取河合定吉君

東京製靴業組合頭取松崎伊三郎君 中村常藏君

東京形紙工業組合頭取島村茂左衛門君

東京仕入形付職業組合 嶋村茂左衛門君 福嶋宜三君 山口鉄之助君

(以上出席順)

午後二時一全着席主唱者惣代トシテ河原徳立君來会ノ勞ヲ謝シ次ニ貿易雜貨商組合頭取壽川惣助君ヲ仮ニ坐長ト定メ大体ノ方針ヲ協議スヘキ旨ヲ報告ス

○福嶋宜三君主唱者一全ニ代リ本会開催ノ主旨ヲ述ブ其大要ハ維新以降實業界ニ於ケル諸般ノ制度廢レ無秩序無規律ノ競争時代トナリテ大ニ實業ノ發達商利ノ開進ヲ妨ケタリ而シテ明治十七年農商務省令ヲ以テ組合規約準則ナルモノヲ設ケラレ僅カニ一部ノ利便ヲ得ルニ至リシモ或ル場合ニハ却テ正直ナル商人ガ組合以外ノモノニ妨ケラレテ敏活ノ働キヲナス能ハサルノ弊アルヲ免レス爾來吾々ハ此ノ不完全ナル準則ノ下ニ立チテ實業ノ進歩發達ニ苦心經營シツツアリシナリ今ヤ同業組合法ハ危クモ第十議會ヲ通過シテ發布セラレタリト雖モ本法ヲ發布スルニ至ル迄ハ政府及議會ノ或ル部分ニ多數ノ反對者アリテ当初吾々ノ輿望トシテ提出セル意見ハ一般供用物品ニ對ス

ル者ニシテ需給ノ内外ヲ問ハサリシニモ拘ハラス政府ハ十二分ニ此希望ヲ容レスシテ此法案ヲ發布セラレ其第九條ノ附則ヲ設クルニ付キテモ百万運動盡力シタルノ結果ナリ如此政府ガ実業界ヲ冷視シテ奨励干渉ノ十分ナラサルモノ畢竟吾々実業社会ガ団体結合ノ実力振ハザルノ致ス所ナレバ此際一大祝宴ヲ開催シテ吾々カ多年不完全ナル準則ノ下ニ立テ完全ナル組合法ノ制定ヲ希望シ居タル熱心ノ結果之レカ法律トナリテ出タル喜ビヲ表白スルト同時ニ一致結合ノ鞏固ナル事ヲ政府ニ感セシムルハ他日若シ本法律改正ノ必要ヲ生スル場合其他一般税法ノ如キ種々困難ナル問題ノ起リタル時ニ当リテモ或ハ容易ニ議會ヲ通過セシメテ吾人ノ希望ヲ貫徹スルノ便益ヲ得ベキノ道ヲ開クニ至ラン事ヲ信スルナリ来会諸君幸ニ此微衷ヲ容レテ祝宴大会開催ノ旨趣ニ賛同セラレタシ云々

○巻煙草製造管業組合頭取岩谷松平君同業組合法発布紀念大祝宴開催ノ通知ヲ得テ喜悅ニ堪ヘス出席シタリ組合法ノ必要ハ福嶋君カ既ニ委細ノ説アリシヲ以テ余ハ申^(不明)□ス抑モ同業組合法制定ニ関シテハ吾々多年運動ノ結果此ニ至リシモノニシテ実ニ国家ノ為メ祝スヘキナリ故ニ吾々ハ相当ノ祝意ヲ表セサルベカラス然ルニ日本ノ民情ハ或ル一事ノ起ル毎ニ其始メ極メテ盛ナルモ日ヲ経ルニ随ヒ漸々衰フルガ習慣ナリ故ニ追々進ンテ府下各組合聯合本部ナル者ヲ設立シテ全体ノ結合ヲ鞏メ且ツ本部ニハ相当ノ人物ヲ置ヒテ一般組合ノ利害得失ニ係ル^{程度}法律ノ改正等ニ関シ公平無私ノ取扱ヲ為シ進ンテ政府ニ当ルノ機関ヲ設クルノ必要ナルヲ信ス今ヤ我國ノ政治ハ三百議員ニ左右セラルル者ニシテ其議員ノ多クハ農ニ属ス而シテ従来日本ノ幣財ハ農ニ由リシモ是レ既ニ限りアリ故ニ吾々実業家ハ振テ国家ニ盡シ国库ノ收入ヲ増スノ成算ナカルヘカラス即チ此団体結合ノ端緒トシテ大祝宴開催ノ賛成ヲ願フト全時ニ組合本部ノ設置ニ付全意セラレタシ云々

○山口鉄之助君本日ハ同業組合法発布祝宴ノ相談会ニ付自分ニモ出席シテ意見ヲ述ブベシトノ事ニテ傍聴旁列席シ

タリ依テ簡單ニ自分ノ考ヲ陳ベント欲ス抑モ同業組合法ニ付テハ兩三年非常ニ運動ヲナシ客年十月当路ノ大臣始メ各大臣ヲ歷問シテ目下我邦ニ組合法ノ必要ナル事ヲ説き幸ニ有力諸君ノ盡力ヲ以テ發布ヲ見ルニ至リシハ實に大慶ト云フベシ其ノ必要ト効能ハ福嶋君岩谷君ノ演説ニ由リテ既ニ諸君ノ知了セラルル所ナラン同業組合ハ世間事珍ラシキ如ク云フト雖モ三十年以前ノ昔ハ生産不生産品共ニ此法皆ナ備ハリ湯屋理髮職等ノ細微ニ至ルマテ組合ニ由リテ相当ノ利ヲ収メ居タル事明カナリ今ヤ此ノ法ノ發布アリシハ即三十年ノ昔ニ回復シタルモノト考フ維新以降世ノ理想進ミ學理進歩シテ權利義務ヲ説クニ至リテ該業ノ發達ヲ死セシメ而シテ一方ニハ法律完全シテ醫術其他諸機械等ノ事非常ニ進ミ文明外國人モ驚クニ至レリ兎ニ角世ノ中ノ事ハ兩立スル事難ク為ニ三十年ノ昔作ラレ居タル組合ハ自然ニ休止シ反對者ハ曰ク組合法ナルモノハ人權ヲ害スルモノナリト學理ノ上カラ云ヘハ或ハ然ラン其説ノ勢力アル為メニ組合法ハ破ラレタルモ此有様ヲ以テ一國ノ維持上ニ考フルニ學理ノ当否ハ知ラザルモ兎ニ角協同一致ノ檢束ハ道理ニ違ハザルベキヲ信ズ反對學者ノ非難ハ其三十年前ノ昔ヲ思ハズシテ檢束自由ヲ普通ノ道理ニノミ論ジ所謂実業上ノ事ヲ知ラザルノ言ノミ組合法廢止シテ理屈ニ傾キシヨリ公事訴訟ハ増加セリ其源因ハ昔シ組合ノ組織アリシ當時ニ於ケル爭論紛議ハ個々組合同ノ仲裁ニ由リ其組合内ニテ治マリ優勝劣敗金力ノ為メニスル等ノ事稀ナリシニ由ルモノニシテ爾來理屈ト共ニ訴訟ノ殖エタルハ組合自治ノ法律ナサガ故ナリ乃チ三十年ノ昔シ組合ノ完全ナリシハ江戸ニシテ田舎ハ然ラス今マ東京四百有余ノ組合ハ彼ノ農商務省ノ準則ニ依リ此ニ三十年ヲ継続シタルモノナリ今此大祝會ヲ開クト同時ニ此法規ノ下ニ完全ナル組合ノ組成セラレン事ヲ希望ス云々

○是ヨリ協議會ニ移リ貿易雜貨商組合頭取瀧川惣助君座長席ニ着キ開會ノ主旨ハ既ニ諸君ノ報告アリシヲ以テ之レ

同業組合に関する 2, 3 の資料

ヲ贅セズ大祝会開催ノ事ハ最初二三ノ有志組合ヨリノ協議ガ原トナリ本日諸君ノ来会ヲ煩ハスニ至リシナリ宜シク熟議協定セラル度トノ旨ヲ告ク於此テ事務員山本尚健君開催予定ノ日時準備方法及費用予算等ノ事項ヲ協議問題トシテ報告シ夫レヨリ甲論乙説審議ノ末主唱発起者ノ外本日ノ来会員中ヨリ主唱者ノ指名ヲ以テ更ラニ二十名ヲ選出シ之レニ主唱者ヲ加ヘテ三十名ノ委員ヲ設ケ諸般ノ準備方法ヲ調査スル事トシ左ノ如ク決定シタリ

東京貿易雜貨商組合 主唱者 濤川惣助君

同 同 柴田源助君

東京陶磁工組合 同 河原徳立君

同 同 塚本音次郎君

東京陶器問屋組合 同 加藤助三郎君

東京糸問屋組合 同 町田徳之助君

東京洋紙商組合 同 岡田来吉君

同 同 服部源三郎君

実業団体中央本部 同 福嶋宜三君

東京貿易雜貨商組合 同 山本尚健君

東京活版印刷業組合 同 佐久間貞一君

東京呉服太物商組合中央本部 阿部孝助君

東京漆器問屋組合 林九兵衛君

東京小間物卸商組合	三輪善兵衛君
東京巻煙草製造營業組合	岩谷松平君
東京陶器問屋組合	島田惣兵衛君
東京玻璃器商組合	中根郁君
東京玻璃製造業組合	
芝麻布両区砂糖卸小売商組合	赤松則義君
東京時計工業組合	服部金太郎君
東京諸鼈甲工業組合	篠崎元治君
東京象型鑄造業組合	長谷川藤次郎君
東京洋傘柄工業組合	白砂虎次郎君
東京挽物職業組合	澳平吉君
東京地本雕画營業組合	関口政治郎君
東京金屬玩具製造業組合	長田留吉君
東京石工組合	山田藤次郎君
東京更紗染業組合	細井亮四郎君
日本橋区西洋洗濯業組合	古谷栄助君
日本橋区大工職有志団	湯本栄助君
東京板木工組合	杉崎掃四之助君

右当選者一同承諾之上午後六時散会シ尋テ委員三十名別席ニ於テ協議会ヲ開キ左之如ク協定シタリ

一 本日之協議要領ハ印刷ニ付シ一般へ配布スル事

一 委員ハ各關係相識ノ組合ニ交渉シテ勸誘運動員ヲ補助シ便利ヲ与フル事

一 一切符ヲ製シテ之ヲ會員ニ領チ一枚金五十錢ヲ徴シテ弁当及酒ヲ饗スル事

一 賛成ノ各組合へハ五円以上百円以内ノ寄附金ヲ促カス事

一 本会主催ニ関スル諸費用五月十六日迄ノ分ハ主唱者ニ於テ仮リニ分担シ以後ニ係ル勸誘運動其他ノ費用ハ本日更

ニ当選シタル委員二十名ニ於テ仮リニ分担スルモノトシ服部源三郎君ニ金百円ノ一時繰替支出ヲ依頼スル事

一 勸誘運動員ノ他祝宴大会ニ関スル一切ノ事務ハ東京貿易雜貨商組合事務員山本尚健君ノ任務トスル事

右協議シテ運動ノ進度ヲ計リ日ヲトシテ更ニ第二会委員会ヲ開ク事トシ午後第九時散会シタリ

右及報告候也

明治三十年五月十七日

同業組合法発布紀念祝宴大会

発起主唱者

(資料二)

名古屋陶器貿易商組合同約

第壹章 総則

第壹条 当組合ハ名古屋市内ニ居住スル陶器商ニシテ直接間接ヲ問ハズ海外輸出品貿易ヲナスモノヲ以テ組織ス其名称ハ名古屋陶器貿易商組合ト称ス

第貳条 当組合ノ区域ハ当名古屋市内ト定メ事務所ハ仮ニ名古屋市京町百廿三番戸ニ設置ス

第參条 当組合ハ商品乱売ノ弊害ヲ矯正シ日本陶器ノ声価ヲ維持シ商權ノ擴張ヲ図リ益海外輸出ノ業ヲ隆盛ナラシムルヲ目的トス

第四条 内地陶器商及ヒ他ノ商業ヲ本業トシ此業ヲ兼業トスルモ当組合ヘ加盟スルモノトス

第五条 当組合員ハ其組合ノ証トシテ左ノ証標ヲ店頭ニ掲クルモノトス

但商標ハ事務所ニ於テ一定ノ者ヲ調製スル事トス

証標雛形 木製 縦五寸 幅壹尺五寸

表

名 古 屋 陶 器 貿 易 商 組 合 <u>アイミョクシキョーポヤナ</u> <u>シガニ</u> <u>ニホン ヤゴ ナ マチナ</u>	住 所 例 某
---	---------------

裏

年 月 日 加 頭取ノ証印 盟	第 号
--------------------------	-----

朱線ハ英字（ゴチ部分は英字……引用者注）

第六条 当組合員ハ身上異動及ヒ商業上ニ関スル願何届ハ必ス頭取ノ証印ヲ受クルモノトス

第七条 組合規約ノ改正増減ハ總會ノ議決ニ據リ県庁ノ認可ヲ得タル上実行スルモノトス

第八条 取引先ニ於テ当組合員ニ対シ不理之害ヲ被ラシメタルトキハ当組合員一般其紛議中取引ヲ拒絶スルモノトス

第九条 組合費用ハ組合員ノ売上金ニ応シ等級ヲ定メ其等級ニ依リ賦課徴収ス

但組合員ノ等級ハ組合ノ決議ニ依リ之レヲ定ム

第十条 当組合ハ総テ関係アル団躰ト聯合スル事アルベシ

第二章 役員撰挙及権限

第拾壹条 当組合ハ投票多数ヲ以テ左ノ役員ヲ撰挙スル者トス

但シ事務員ハ役員ニ於テ之ヲ任用スルモノトス

頭取 壹名

評議員 五名

事務員 壹名

第拾貳条 役員ノ任期ハ各滿壹ケ年トシ滿期改撰スヘシ尚再撰重任スルコトヲ得

但シ役員任期中辞職或ハ解任アルトキハ總會ニ於テ之ヲ撰挙スヘシ

第拾參条 役員就任者ハ県庁ヘ届出ルモノトス

第拾四条 頭取ハ組合一般ノ事務ヲ総理シ總會決議ヲ渾テ実行スルノ權アルモノトス

第拾五条 頭取ハ第四章第三拾四条ニ據リ組合員ヲ招集スルノ權アルモノトス

第拾六条 頭取ハ組合員ノ申請シタル事件ハ總テ評議員ニ附托シ是カ協議ヲ經ルモノトス且評議員之意見ニ依リ臨

時總會ヲ開設之手続ヲナスヘシ

但シ加盟及退去者ニ限り評議員ノ認定ニ據リ是ヲ施行スル者トス

第拾七条 頭取ハ事務ノ成績及収支決算ヲ定期總會ニ於テ報告スヘシ

第拾八条 頭取ハ当組合ニ關係ノ事件ハ其都度組合員ニ報告スルモノトス

第拾九条 頭取ハ組合証標ニ証印ヲナシ是レヲ配付スルモノトス

第貳拾条 頭取及評議員ハ当組合ノ緊要事件ト認ムルトキハ何時ニテモ組合員ヲ招集スル事ヲ得

第貳拾壹条 評議員ハ頭取ヲ補佐シ頭取欠勤スルトキハ評議員是レカ代理ヲナスモノトス

第貳拾貳条 評議員ハ当組合ニ係ル事件ヲ頭取ノ附托ニ據リ公平無私ニ是ヲ調査スルモノトス

第貳拾參条 事務員ハ役員ノ指揮ヲ受ケ記録會計及ビ其他ノ庶務ニ従事ス

第貳拾四条 頭取評議員ハ各名譽職トシ事務員ハ相当ノ給料ヲ付与ス

第參章 組合員ノ心得

第貳拾五条 当組合員ハ組合規約ハ勿論組合ノ總會ニ於テ議定シタル事ハ之ヲ遵守スルモノトス

第貳拾六条 当組合員ハ相互ニ德義親和ヲ守リ決シテ營業上不理之害ヲ被ラシムヘカラス

第貳拾七条 当組合員ハ各自使用スル雇人ノ姓名ヲ頭取ニ届出ヘシ

但シ当組合員ノ雇人ヲ無断雇聘スル事ヲ得ス

第貳拾八条 当組合員ハ一手取引アル素地製造業者及画焼付業者ヲ証明センカ為メ必ス連署ノ上頭取ニ届出ヘシ

但シ届出之人名ヲ頭取ヨリ当組合員一般ヘ通知スルモノトス

第貳拾九条 当組合員ハ前条届出アル営業者ト無断取引ヲ為スヲ得ス

第四章 議事章程

第三拾条 当組合ノ会議ハ定期總會臨時總會評議員会之三種トス

第三拾壹条 定期總會ハ毎年三月九月之二回トス

第三拾貳条 臨時總會ハ頭取評議員ノ意見又ハ組合員六名以上ノ請求ニ據リ召集シ組合総員三分ノ一以上之出席ヲ

待テ開会ス

但シ臨時總會ヲ開設セントスルトキハ豫メ議題ヲ三日前ニ組合員ヘ通知スヘシ且組合規約ノ改正増減ニ限り組

合総員過半数ノ出席ヲ得サレハ開会スルヲ得ス

第三拾三条 評議員会ハ頭取ノ附托ニ據リ臨時開会スルモノトス

第三拾四条 総而議事ノ体裁ハ普通會議法ニ據ル

第三拾五条 定期總會及ヒ臨時總會ノ会頭ニハ頭取是ニ任ス若シ頭取ニ差支アルトキハ評議員之レカ代理ヲナスモ

ノトス

但頭取評議員共ニ差支アルトキハ出席員ノ投票多数ヲ以テ之レヲ定ム

第三拾六条 決議之事項ハ其都度頭取ヨリ組合員一般ニ報告スヘシ

第五章 罰則

第三拾七条 組合規約及ヒ議決ニ違背シタルモノハ評議員ノ実地調査ニ依リ總會之決議ヲ以テ左ノ各項ニ分チ処分スルモノトス

但シ事柄ニ依リ議決ヲ以テ數項ヲ併用シ且役員ニ在テハ其職ヲ解ク事

第壹項 違約金ヲ出サシムル事

但シ五円ヨリ少ナカラス壹百円ヨリ多カラス

第貳項 取引停止スル事

但シ一ヶ月ヨリ少ナカラス壹ヶ年ヨリ多カラス

第三項 聯合団体並ニ取引先へ通知シ各団体取引先キニ於テモ該違背者ニ対シ取引停止ヲ要求スル事
右三拾七ヶ条ノ規約確守スルノ証トシテ左ニ自書調印スル者也

明治廿七年六月 日

頭取 平子徳右衛門

評議員 瀧藤萬治郎

同 鬼頭弥兵衛

同 田代支店

同 石黒金治郎

同 安達定助

(資料三)

日本の同業組合に関する略年表

- (A) 工務局の部 (1898～1937年)
- (B) 商務局主管の部 (1898～1936年)
- (C) 蚕絲局主管の部 (1898～1937年)
- (D) 農務局主管の部 (1901～1937年)

(A) 工務局主管の部

(連)印は同業組合連合会を指す

製 紙	日 用 雑 貨	食 品	そ の 他
<p>横 浜 紙 業 讚 岐 製 紙</p>	<p>東京洋傘製造</p> <p>東京石鹼製造 横浜輸出雑貨</p>	<p>宮城味噌醤油醸造 ◎横浜海産乾物罐詰貿易商</p> <p>三重県醤油 龍野醤油 湯浅醤油醸造 鹿児島郡米穀</p>	<p>東 京 製 菓</p> <p>神 戸 印 刷 ※神 戸 貿 易</p>

同業組合に関する2, 3の資料

(資料三)

日本の同業組合に関する略年表 (1898~1937年)

年次	部門	織 維	陶磁器・漆器	藁草・麦稈・藁	金属・機械			
1898		伊勢崎織物	東京硝子製造	岡山県真田	尾三勢濃铸物鍋釜農具			
		桐生織物	大阪府硝子製造					
		横浜綿布貿易	讃岐漆器					
		福井県織物						
		近江蚊帳						
		京都刺繍						
		西陣織物						
		京都染物						
		大阪府友禅染						
		大阪府段通						
		伊豫織物						
		1899		米沢織物		東京漆商	愛知県真田帽子	東京鍍金
				足利織物		横浜漆器	出雲畳表	
				佐野織物		横浜陶磁器商工	福岡県花筵	
前橋撚糸	新潟市漆器			香川県麦稈真田				
館林織物	輪島漆器			※横浜輸出真田				
埼玉織物産盛	加賀九谷陶磁器			※神戸真田				
東京織物製造	金沢漆器							
八王子織物	瀬戸陶磁工商							
十日町織物	西松浦郡陶磁器							
岐阜美濃織物								
岐阜県竹ヶ鼻織物								
近江麻布								
京都絲物								
阿波藍								
高知県織物								

製 紙	日 用 雑 貨	食 品	そ の 他
<p data-bbox="161 320 292 344">筑 後 紙</p> <p data-bbox="161 627 314 691">埼玉県小川製紙 美 濃 紙</p> <p data-bbox="161 1174 292 1198">山 梨 産 紙</p>	<p data-bbox="354 320 485 392">京都扇子団扇 大 阪 石 鹼</p> <p data-bbox="354 627 485 651">紀 州 製 傘</p>	<p data-bbox="547 320 721 735">小笠原島製糖 静岡県醤油 東 三 醬 油 大阪府醤油醸造 大和醤油製造 中 備 素 麵 鹿児島県米穀商 (連) 知多味噌醤油 大阪昆布同業 小豆島醤油製造</p> <p data-bbox="547 999 721 1118">◎神戸海陸産物貿易 ◎珠洲郡製塩 ◎香川県西讃塩田</p> <p data-bbox="547 1174 678 1198">兵庫県凍菊蒟</p>	<p data-bbox="740 320 874 440">東京牙彫商 東京製本 会津人参商</p> <p data-bbox="740 627 874 691">富山県売菜 筑後木蠟</p> <p data-bbox="740 1007 874 1031">大 阪 製 菓</p> <p data-bbox="740 1174 874 1198">大阪皮革商工</p>

同業組合に関する 2, 3 の資料

年次\部門	織 維	陶磁器・漆器	藎草・麦稈・藁	金属・機械
1900	博 多 織			東京輸出金属器
	※横浜輸出絹物			
	武 州 織 物	江沼九谷陶磁器	石 見 藎 蕈	
	横浜輸出織物加工 品	石川県山中漆器	岡山県花蕈畳表	
	泉北郡織物	静岡漆器指物		
	大 和 木 綿	常 滑 陶 器		
	奈良麻布蚊帳	京 都 漆 器		
琉 球 織 物				
1901	羽前輸出織物	会 津 漆 器		
	栃 尾 織 物	紀 州 漆 器		
	福井県丹生郡綿織 物			
	上 田 織 物			
	遠 江 織 物			
	知多郡白木綿			
	尾 州 織 物			
	名古屋国産絞			
大阪莫大小タオル				
1902	庄 内 染 織	石川県能美郡九谷 陶磁器	岡 山 県 藎 草	
	石川県輸出織物	美濃陶磁器	大分県南部蕈業	
		山 田 漆 器	豊 後 蕈 業	
		信 楽 陶 器		
1903	置 賜 織 物	会 津 陶 磁 器	大分県東国東郡蕈 業	
	所 沢 織 物			
	亀 田 織 物			
	小 松 織 物			
	石川県江沼郡内地 用織物			
	更 埴 織 物			

製 紙	日 用 雑 貨	食 品	そ の 他
出雲国製紙	東京袋物煙草具製造販売	神崎郡製粉	東松浦郡瓦製造販売
栃木茨城製紙改良		肥前麵類	※長崎貿易商
		大分県醤油製造	
		◎香川県東讃塩田	
		甲州葡萄酒醸造	鳥取県八頭郡木材
		香川県大川郡糖業	小田後月薄荷
		福岡県醤油	彦根 仏壇
因 幡 紙	大阪靴商工	葛城凍豆腐製造	※大阪満鮮貿易商
	大阪府縹帯品商工	紀伊醤油醸造	備前薄荷
		小豆島素麵	
伊 豫 紙	東京帽子	北勢素麵	大阪貝釦
		河内素麵	肥後木蠟
		大阪菓子	大阪紙器
		兵庫縣三原郡素麵	
		◎徳濟製塩	

同業組合に関する 2, 3 の資料

年次\部門	織 維	陶磁器・漆器	藎草・麦稈・藁	金属・機械
1903	三河織物 伊勢織物 松坂織物 和歌山県織物			
1904	福野織物 山梨県北都留郡甲斐絹		大分県蒔業(連)	
1905	東京莫大小 青梅織物 山梨県南都留郡甲斐絹 甲斐絹(連) 有松絞商工 泉南織物 備前織物 八幡浜織物		遠江畳表	大阪金物
1906	甲府市織物商 大阪織物 大阪洋服商		兵庫県氷上郡経木	重要物産高岡銅器 東京玩具製造
1907	五泉織物 長岡織物 見附織物 行田足袋	笠間陶器	大阪畳商 肥後藎蒔	
1908	加茂織物 静岡織物 名古屋織物 大阪染色 宇和島織物	益子陶器		

製 紙	日用雑貨	食 品	そ の 他
防 長 紙	京都小間物化粧品 但馬杞柳	東京菓子 佐渡味噌 富山米穀 名古屋味噌溜醤油 製造 河内凍豆腐 大阪牛乳 八幡白米 熊本県醤油 大阪清涼飲料水	大阪印刷 東京薬業
長野製紙	東京靴 筑後傘 大川指物	東京清涼飲料水 広島県醤油醸造	岡山県売薬
筑前朝倉紙	福島提灯	群馬県醤油 大和売薬 中讃醤油 東京蒟蒻 ※北海道玉葱輸出 ◎根室千島海産物 罐詰業	西三瓦製造 大阪荷箱 大阪製本
	東京籐商工 下伊那元結 大阪屏風建具表具 商工	西牟婁醤油醸造 岡山県醤油醸造 広島罐詰製造	信州人参 三河薬品売薬
	東京鞆商工 堺線香 奈良製墨 和歌山建具	呉穀物商 西伯醤油製造 岡山県蒟蒻粉 大川郡醤油醸造 高知穀物	龍山石材 岐阜県売薬 三重県薬品売薬

同業組合に関する 2, 3 の資料

年次\部門	織 維	陶磁器・漆器	藺草・麦稈・藁	金属・機械
1908	熊本織物			
1909	飯能織物 東京洋服商工 東京染色加工 新潟県染色(連) 京都呉服悉皆 大阪織物加工 愛媛県織物(連)	箱根物産	石川県能美郡藺苳 山口県真田	
1910	小須戸織物 白根染織 村松織物	名古屋陶磁器貿易 商工		三条金物
1911	高岡捺染 山梨県峡南足袋		岡山県藁工品	
1912	山形県織物(連) 本場結城織物 両毛織物(連) 長野県上伊那染織		富山県氷見郡藺苳 兵庫県神崎郡苳叭	愛知鑄造
1913	小千谷織物			福岡鉄工業

製 紙	日 用 雑 貨	食 品	そ の 他
	東京眼鏡 ※大阪刷子	佐賀精米 播州素麵(連)	大阪セルロイド 和歌山製革
	讃岐傘	◎小樽海産商 ◎函館海産商	豊後石灰 淡路堰苞
	大阪家具指物	奥州白石温麵 西備機械製素麵	美禰石炭 土佐石灰輸出商
	羽前草履表 伊賀傘 矢野髷 沖繩具帽子	佐賀県醤油 肥後製粉	東京セルロイド 神戸コークス
	東京万年筆 大阪帽子	上州蒟蒻粉 姫路菓子 東讃醤油醸造 三豊郡醤油醸造 ◎関門海産物貿易商	東京紙器 蠣波瓦 出雲黒瓦
	富山県籐製品	蠣波米穀商 三重県清涼飲料水 野迫川凍豆腐製造 香川県木田香川糖業 宮崎穀物商	東京護謨 横浜包装木箱 名古屋紙器 神戸菓種売菓
		牡鹿郡竹輪蒲鉾	東京油脂製造販売 名古屋印刷 南信薬業 鹿兒島郡瓦製造 讃岐彫抜品

同業組合に関する 2, 3 の資料

年次\部門	織 維	陶磁器・漆器	藁草・麦稈・藁	金属・機械
1913				
1914			兵庫県加西郡蒔田	川口 鑄物 東京貴金属品製造
1915	会津木綿織物 中備織物 大分県染織	高岡漆器 名古屋硝子		石川県金沢箔
1916	東京染物 北相織物 横浜莫大小 大分県洋服業	若狭漆器		
1917	仙台織物製造 大里絹織物 愛知県莫大小 香川県莫大小 徳島県足袋	日本硝子(連) 兵庫県硝子製造	福井県輸出麻真田 広島県備後真田 広島県安芸国真田 備後 畳表	
1918	山形織物 福島県節絹 半原撚糸 大阪綿商		兵庫県加西郡畳表 莫莖	大阪鉄工業
1919	長水製麻 愛知県一ノ宮撚糸 三河紡績 伊都織物		宇土郡七島藁蒔	東京理化学器械 東京鉄工機械 関打刃物 名古屋金属小間物 製造 大阪鍍金
1920	東京織物整理		東京畳製造	南部鉄瓶

製 紙	日用雑貨	食 品	そ の 他
日向製紙改良	大阪化粧品	千葉県君津醤油醸造	大分県車輻製造販売
	阿波製傘	広島県清涼飲料水	和歌山製材
石見紙美濃	山 田 傘	伊勢沢庵	北 勢 瓦
		徳島県醤油	鹿児島県木材
石見紙那賀邇摩	下市製箸	名古屋漬物	大和ゴム
石見紙鹿足	西 伯 傘	香川県清涼飲料水	阿波瓦
石見紙邑智安濃		東京罐詰	福岡県荷車
		伊豫油揚	奈良県菓業
		長崎県清涼飲料水	香川県菓業
		※日本柑橘北米輸出	下閉伊木材
		◎大分県豊海鰹製造	因 幡 瓦
	茨城県鹿島郡波崎 籐表籐製品	岐阜県清涼飲料水	
	東京西洋家具	熊本県麵類	
	下伊那郡傘	大阪罐詰	京 都 印 刷
		関西天然凍豆腐 (連)	東 豫 木 材
		◎青森罐詰製造	釧路木材商工
		青森県醤油	静岡県駿豆材木
		真結醤油醸造	小豆島石材
		横濱清涼飲料水	◎愛知県弥富金魚
		下新川米穀商	

同業組合に関する 2, 3 の資料

年次\部門	織 維	陶磁器・漆器	藺草・麦稈・藁	金属・機械
1920	鹿島郡内地絹織物 名古屋洋服商工 大阪洋傘毛布肩掛 今治織物	桜井漆器		会津金属
1921	武相甲織物(連)			神戸鉄工業
1922	泰野織物 越後麻織物 名古屋染物 和歌山莫大小 大阪足袋		※神戸輸出敷物	東京時計附属品製造
1923	岐阜県織物(連) 志太榛原織物 島原綿織物 琉球久米島紬織物			
1924	金沢染物 西濃織物			
1925	知多郡晒業 ※神戸輸出絹物		広島県安佐郡畳表	
1926	相綴織物			金沢市金属工芸
1927	豊橋麻絲 東春織物 鹿児島織物(連)			燕鍍研

製 紙	日 用 雑 貨	食 品	そ の 他
	川 越 箆 笥 名 古 屋 文 具 商 工 愛 知 県 豊 橋 毛 筆 紀 州 棕 櫚	石 川 県 醬 油 製 造 宮 崎 県 米 穀 (連) 秋 田 県 醬 油 味 噌 醸 造 東 京 製 麵 出 雲 醬 油 山 口 県 醬 油 ◎ 静 岡 県 養 魚 ◎ 富 山 県 水 見 郡 鱈 製 品 山 梨 県 醬 油 醸 造 ◎ 静 岡 県 清 水 魚 商 大 阪 加 工 乾 燥 揚 豆 腐 愛 知 県 製 麩	新 潟 県 木 材 製 材 日 本 包 装 荷 箱 (連) 東 京 木 箱 宮 島 細 工 能 代 桎 板 清 水 港 材 木 商 姫 路 木 材 加 茂 郡 材 木 商 倉 橋 島 石 材

※印は貿易局主管のもの ◎印は水産局主管のもの

同業組合に関する 2, 3 の資料

年次 \ 部門	織 維	陶磁器・漆器	藺草・麦稈・藁	金属・機械
1927				
1928		奈良漆器	日本麦稈真田(連)	
1929	村山織物		西播畳床製造	横浜造船鉄工 大阪電気
1930			三河畳製造	東京時計商工 三木大工道具製造
1931				
1932	金沢内地絹織物		名古屋畳製造	
1933				
1934				
1935				
1936				
1937	大阪洋装雑貨			

(出所) 昭和13年3月・商工省工務局編纂『重要物産同業組合一覧』日本商工会議所

(B) 商務局主管の部

(連)印は同業組合連合会を指す

肥 料	日 用 雑 貨	荒物薬加工品	そ の 他
大 和 肥 料		氷見郡薬蕈商	東 京 印 刷 東 京 陶 磁 器 横 浜 金 属 器 商 大 阪 硝 子 商 東 京 薬 種 貿 易 商 東 京 織 物 問 屋 会 津 喜 多 方 漆 器 群 馬 県 生 絹 太 織 大 分 県 度 量 衡 三 重 県 度 量 衡 堺 利 器 大 分 県 木 蠟 業 東 京 玻 璃 器 商 萬 古 陶 磁 器
氷見郡肥料商		佐 渡 荒 物 中 新 川 郡 薬 蕈 商	

同業組合に関する 2, 3 の資料

日本の同業組合に関する略年表 (1898~1936年)

年次	部門	米 雑 穀	食 品 (米以外)	燃 料	木 材
1898		薩摩郡米穀商 嘯唎郡米穀商 鹿児島市米穀商			
1899		東京白米商 伊佐郡米穀商 川辺郡米穀商 肝属郡米穀商 始良郡米穀商	尾張大根切干 沖繩糖商	神戸石炭	
1900		出水郡米穀商		門司石炭商	
1901		大阪穀物商 大和穀物		若松石炭商	天龍川材木商
1902					吉野材木西奥郷 吉野材木小川郷 吉野材木川上郷 吉野材木中荘郷 吉野材木黒瀧郷 吉野材木(連)
1903					庵原安倍材木商 吉野郡十津川郷木 材 吉野北山郷材木
1904				耶馬溪木炭 南海部郡木炭	大井川材木商 一志材木
1905		宮城県米穀商 美作穀物 福岡地方米穀商 若松米穀		大阪コークス	静岡安倍材木商
1906		東京雑穀問屋 久留米白米	東京砂糖商 大阪酒類商	岡山県石炭 大野郡木炭	東京材木問屋 神戸材木商

肥 料	日 用 雑 貨	荒 物 薬 加 工 品	そ の 他
美 作 肥 料 中 新 川 肥 料 商 富 山 県 肥 料 兩 備 肥 料 香 川 県 肥 料 福 岡 県 肥 料 大 分 県 肥 料	東京小間物商 東京小間物化粧品 卸商 岡山県燐寸 東京洋傘ショール 毛布問屋 東京履物商	南津軽薬工品商 下新川郡薬蕨商 三重県伊勢表 南蒲原郡薬工品商	大阪府度量衡 東京紙商 東京織物小売商 筑前木蠟 東京玩具卸商 大阪古鉄商 大阪府売薬 大阪陶磁器 大阪漆器 三木金物販売 名古屋売薬
下新川郡肥料商		酒田薬工品輸出商	越前打刃物 名古屋織物卸売 京都売薬 神奈川県薬種売薬 東京医料器械 静岡県庵原郡製紙
福島県肥料商	東京箆笥商 東京蒲団蚊張 東京洋装雑貨卸商 横浜化粧品雑貨卸 商 東京文具卸商 大阪靴商 東京花緒	備後薬工品	大阪紙商 広島県薬種売薬 高知県薬種売薬 東京製紙原料商 東京金物 上都賀郡大麻商

同業組合に関する 2, 3 の資料

年次\部門	米 雑 穀	食品 (米以外)	燃 料	木 材
1906	門司米穀商	高松酒類商		和歌山木材商
1907	横浜米穀商 小倉精米	東京砂糖貿易商 横浜砂糖商	志太榛原木炭	富士郡材木商
1908		京都市酒類商 鹿児島糖商		横浜材木商 名古屋材木商工
1909	金沢米穀商 甲府米穀商 岡山県穀物 佐世保米穀商 大分県穀物商	東京洋酒食料品 横浜食料鳥類商 大阪洋酒食料品	東京薪炭問屋 神奈川県石炭	武州西川材木商 大阪材木商 中津下毛木材 宮崎林産物
1910	小樽雑穀商 石川県移出米 徳島市米穀商 長崎米穀商		横浜薪炭商	京都材木商 広島木材商
1911		東京肉商 静岡市柑橘商 京都牛乳商	京都石炭コークス商 大阪木炭煉炭商	静岡県材木商(連)
1912	北海道中央米雑穀商 神戸米穀商	浜松酒類商 広島酒類商		東京材木商 伊勢木材業 土佐木材
1913	函館雑穀商 北海道東部米雑穀商	栃木県干瓢商 東京牛乳商	東京石炭 神戸薪炭商	
1914				
1915	日置郡米穀商	横浜酒類醤油味噌商 横須賀酒類醤油味噌商 名古屋酒類商		南河内材木
1916	京都米穀商	神戸酒類醤油		峡南材木商

肥 料	日 用 雑 貨	荒 物 薬 加 工 品	そ の 他
河北郡魚肥 下関肥料商 鹿児島県肥料商 鳥取県肥料	大阪小間物卸商	東京畳表花蒔 中弘薬工品商 富山県中部薬製品 富山県薬工品(連) 大阪 藺 蒔 村 山 薬 蒔	東京染料工業薬 岡山県除虫菊 東京自転車 大阪鉄商 広島県除虫菊 東京壁材料商 東京機械金物商 名古屋紙商 大阪ゴム 大阪絵具染料 徳島県薬業
熊本県肥料	但馬杞柳商 但馬柳行李商	東青薬工品商 西北薬工品商	東京羊毛毛絲 名古屋足袋問屋 大阪計量器 埼玉県薬種売薬
宮城県肥料	大阪履物		伊豫除虫菊 土佐製紙原料商 滋賀県売薬
愛媛県肥料		射水郡薬製品	

同業組合に関する 2, 3 の資料

年次	部門	米 雑 穀	食品 (米以外)	燃 料	木 材
1916					
1917			東京酒類商 尾張知多大根切干 大阪粉商工	八王子薪炭商	
1918	八王子米穀商 横浜米穀問屋 名古屋米穀商 揖宿郡米穀商		埼玉甘藷商	鹿児島県木炭	
1919	栃木県穀物商 西諸県郡穀物商		茨城県干瓢商 三河大根切干 名古屋砂糖商		
1920			東毛酒類商 埼玉製氷 東京食料鳥類商		
1921	広島県穀物商		大阪砂糖商	東京薪炭 多気郡木炭	新宮木材商 伊都郡木材
1922	函館米穀商			北秋田郡木炭 浜三郡木炭 県南木炭 遠江薪炭 東駿薪炭 度会木炭 京都薪炭商 北海郡郡木炭	福岡県杭木商
1923				名古屋薪炭問屋	
1924	中新川郡米穀商		尾張特産大根種子	後志木炭	滋賀県木材

肥 料	日 用 雑 貨	荒 物 薬 加 工 品	そ の 他
佐賀県肥料 長野県肥料	大阪文具卸商 但馬杞柳業(連)	青森県薬工品商 (連)	東京絲問屋 東京綿商 奈良県自転車 中国四国除虫菊 (連) 宮城県薬種売薬 大阪羅紗商 京都織物卸問屋

同業組合に関する 2, 3 の資料

年次\部門	米 雑 穀	食品 (米以外)	燃 料	木 材
1924		大 阪 肉 商 那 覇 鯉 節 商	札 幌 薪 炭 商 野 州 北 部 木 炭 野 州 南 部 木 炭	
1925				
1926	豊 橋 米 穀 商	小 樽 酒 問 屋 青 森 県 リ ン ゴ 移 出 神 奈 川 県 牛 乳 商 神 戸 肉 商 大 和 西 瓜 移 出		佐 伯 郡 木 材
1927	戸 畑 米 穀	青 森 県 南 部 馬 鈴 薯 横 浜 菓 子 静 岡 県 清 水 市 庵 原 郡 柑 橋 商	甲 府 市 木 炭 商 岩 手 県 木 炭 移 出	日 置 川 木 材
1928			広 島 石 炭	
1929		堺 酒 類 商 横 浜 食 肉 商		
1930		仙 台 酒 類 商 大 阪 鳥 肉 商 熊 本 酒 類	札 幌 石 炭 商	
1931	山 口 県 穀 物 商			
1932	岐 阜 米 穀 商 瀬 戸 米 穀 商 直 方 米 穀	横 浜 乾 物 商 福 岡 地 方 砂 糖 麦 粉	島 根 県 木 炭 移 出 中 津 市 薪 炭 商	会 津 桐 材
1933	村 山 米 移 出 商 岡 山 白 米 商	東 京 ミ ル ク プ ラ ン ト 高 知 酒 類 商		徳 島 吉 野 川 木 材 商
1934		福 岡 市 酒 類 商		鮎 喰 川 木 材 商
1935	飯 塚 地 方 米 穀 商			
1936				

(出所) 昭和13年3月・商工省工務局編纂『重要物産同業組合一覧』日本商工会議所

(C) 蚕絲局主管の部

(連)印は同業組合連合会

桑 苗	(イ)	(ロ)
	前 橋 繭 絲 石川県珠洲郡蚕絲 大 間 々 繭 絲 佐 波 新 田 繭 絲 高 知 県 蚕 絲 石川県鳳至郡蚕絲 石川県石川郡蚕絲 群馬県繭絲(連) 群馬県邑楽繭絲 石川県河北郡蚕絲 石川県江沼郡蚕絲 石川県能美郡絲蚕 群馬県利根繭絲 徳 島 県 繭 絲 福 山 蚕 絲 静岡県小笠郡蚕絲 静岡県富士郡蚕絲 福島県相馬蚕絲	京 都 蚕 絲 商 横 浜 蚕 絲 仲 継 商 保 原 蚕 絲 商 澁 川 繭 絲 大 分 県 蚕 絲 売 買 長 野 県 南 北 安 曇 郡 天 祚 蚕 長 野 県 北 信 斐 斗 絲

日本の同業組合に関する略年表 (1898—1937年)

年次\部門	養 蚕	蚕 種	生 絲
1898	秋田県仙北郡養蚕	長野県上高井蚕種	
	秋田県平鹿郡養蚕		
1899	秋田県山本郡養蚕		
1900			
1901			三遠玉絲製造
1902		長野県南安曇郡蚕種	山梨県生絲
1903	新潟県西頸郡養蚕		
	新潟県南蒲原郡養蚕		
1904		福島県伊達郡蚕種	
1905			
1906	新潟県古志郡養蚕		
1907			
1908			
1909			
1910			甲府生絲
			長野県松本生絲
			前橋製絲
1911			福井県大野郡製絲
1912	宮城県栗原郡養蚕	福井県若狭蚕種	
1913	宮城県柴田郡養蚕	福井県今立外三郡蚕種	
	宮城県玉造郡養蚕		
	宮城県本吉郡養蚕		
	宮城県桃生郡養蚕		

桑 苗	(イ)	(ロ)
<p>東京府桑苗 愛知県東三桑苗 愛知県中島郡桑苗 愛知県丹羽郡桑苗 愛知県春日井郡桑苗 愛知県幡豆郡桑苗 愛知県西三桑苗 群馬県北甘楽桑苗 愛知県碧海郡桑苗 山口県桑苗 神奈川県桑苗 長野県更級郡桑苗 長野県下伊那郡桑苗 長野県上高井桑苗 群馬県多野桑苗 長野県南安曇郡桑苗 愛知県桑苗(連)</p> <p>福島県桑苗</p>	<p>群馬県多野郡繭絲 群馬県北甘楽郡繭絲 群馬県碓氷郡繭絲 群馬県吾妻郡繭絲 群馬県高崎繭絲</p> <p>石川県蚕絲</p> <p>島根県大原郡蚕絲業</p>	<p>東 参繭絲問屋</p> <p>埼 玉 県 繭 絲</p> <p>茨城県城南繭壳買</p>

同業組合に関する 2, 3 の資料

年次\部門	養 蚕	蚕 種	生 絲
1913	宮城県志田郡養蚕 宮城県刈田郡養蚕 宮城県遠田郡養蚕		
1914	宮城県牡鹿郡養蚕		長野県小県上田製絲 長野県松本製絲
1915	宮城県養蚕(連) 愛媛県南宇和郡養蚕	福島県蚕種(連)	
1916			長野県東筑摩生絲
1917	和歌山県東牟婁郡養蚕		
1918		静岡県静岡蚕種 鹿児島県蚕種	
1919		東京府蚕種	
1920			群馬県玉絲製造 遠江玉絲
1921	兵庫県養父郡養蚕 広島県御調郡養蚕	埼玉県蚕種販売	
1922	茨城県久慈郡養蚕 茨城県多賀郡養蚕 茨城県稲敷郡養蚕 広島県双三郡蚕業 愛媛県越智郡養蚕	福島県会津蚕種 茨城県第一蚕種販売 茨城県下妻蚕種販売 愛知県東三蚕種販売	長野県南佐久郡生絲
1923	茨城県猿島郡養蚕	茨城県土浦蚕種販売	越前製絲

同業組合に関する 2, 3 の資料

年次\部門	養 蚕	蚕 種	生 絲
1923	茨城県新治郡養蚕		
	茨城県那珂郡養蚕		
	茨城県東茨城郡養蚕		
	茨城県西茨城郡養蚕		
	茨城県鹿島郡養蚕		
	茨城県行方郡養蚕		
	茨城県結城郡養蚕		
	茨城県筑波郡養蚕		
	茨城県北相馬郡養蚕		
	茨城県真壁郡養蚕		
	茨城県養蚕(連)		
	新潟県南魚沼郡養蚕		
	広島県神石郡養蚕		
	広島県比婆郡養蚕		
大分県下毛養蚕			
1924	福島県石川郡養蚕		
	福島県相馬郡養蚕		
	岐阜県不破郡養蚕		
	広島県養蚕(連)		
	広島県沼隈郡養蚕		
	香川県仲多度郡蚕業		
	鹿児島県鹿児島郡養蚕		
	鹿児島県贈答郡養蚕		
1925	福島県伊達郡養蚕		
	福島県養蚕(連)		
	群馬県利根郡養蚕		
1926	秋田県由利郡養蚕	群馬県蚕種売買業	

桑 苗	(イ)	(ロ)
愛知県渥美郡桑苗		
埼玉県桑苗		
長野県上水内桑苗		
岐阜県恵那桑苗		
伊勢桑苗		
亘理名取桑苗		岐阜県中央繭業
群馬県桑苗(連)		
群馬県邑楽郡桑苗		
群馬県勢多郡桑苗		
長野県埴科郡桑苗		
長野県北安曇郡桑苗		
群馬県利根郡桑苗		
千葉県桑苗		滋賀県繭業
茨城県桑苗		
鹿児島県熊毛郡桑苗		広島県芦品郡繭売買
鹿児島県薩摩郡桑苗		香川県繭絲業
熊本県桑苗		
鹿児島県肝属郡桑苗		
山形県桑苗		鹿児島県繭絲

織するもの。(ロ)は繭売買，繭絲売買，蚕種屑物取扱，乾繭，保管，輸出，問屋，天柞蚕関係各業者で組織するもの。
(出所) 昭和13年3月・商工省工務局編纂『重要物産同業組合一覧』
日本商工会議所

同業組合に関する 2, 3 の資料

年次\部門	養 蚕	蚕 種	生 絲
1926	群馬県吾妻郡養蚕 徳島県名西郡養蚕		
1927	秋田県雄勝郡養蚕		
1928	岐阜県海津郡養蚕 鹿児島県揖宿郡養蚕		
1929	鹿児島県出水郡養蚕		
1930			東京府五日市玉絲
1931		長野県松筑蚕種売買	
1932			
1933			
1934			
1935			長野県諏訪座繰製絲
1936			
1937			

(注) (i) 「養蚕」, 「蚕絲」, 「生絲」, 「桑苗」にはそれぞれ「繭売買」, 「蚕種販売」, 「玉絲製造」, 「座繰製絲」, 「桑苗販売」を企む。

(ii) (i)は養蚕, 桑苗, 蚕種, 生絲などの各営業者二以上で組

日本の同業組合に関する略年表 (1901~1937年)

年次\部門	果 実	煙 草	砂 糖	落花生・生姜・山葵・絲瓜・蕃椒
1901	静岡県志太郡柑橘 静岡県庵原郡清水市柑橘		鹿児島県大島郡砂糖	
1902	甲州葡萄栽培			静岡県生姜絲瓜蕃椒 落花生
1903				
1904				
1905	山梨果実 紀州有田柑橘	大子煙草生産	香川県三豊郡糖業	
1906				千葉県落花生
1907				
1908	紀州柑橘那賀郡		沖縄県宮古郡砂糖	
1909	紀州柑橘伊都郡 紀州柑橘海草郡			
1910	紀州柑橘(連)			
1911	静岡県柑橘(連) 岡山県果物 静岡県静岡市安倍郡柑橘	水府煙草生産		
1912				
1913	相州蜜柑 静岡県引佐郡柑橘 伊豫果物			
1914	宇和柑橘			
1915			鹿児島県熊毛郡砂糖	
1916	伊豫西宇和果物 伊豫越智郡果物			
1917	静岡県榛原郡柑橘			
1918	徳島県勝浦郡柑橘			

同業組合に関する 2, 3 の資料

年次\部門	果 実	煙 草	砂 糖	落花生・生姜・ 山葵・絲瓜・蕃椒
1919				
1920				
1921	青森県林檎 広島県備後柑橘			信州山葵
1922	伊豆蜜柑			
1923	広島県豊田郡柑橘 広島県芸南柑橘			
1924				
1925	広島県柑橘(連)			
1926				
1927				
1928				
1929	長崎県茂木枇杷			
1930				
1931	福岡県京都郡果物			
1932	広島県賀茂郡果物			
1933	余市苹果			
1934				
1935				
1936				
1937	鳥取県果物			

(出所) 昭和13年3月・商工省工務局編纂『重要物産同業組合一覽』日本商工会議所